

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 福岡県
農業委員会名： 大牟田市

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	730
自給的農家数	366
販売農家数	364
主業農家数	83
準主業農家数	77
副業的農家数	204

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	640
女性	317
40代以下	44

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	54
基本構想水準到達者	-
認定新規就農者	11
農業参入法人	9
集落営農経営	-
特定農業団体	-
集落営農組織	-

※農業委員会調べ

単位:ha

田	畠	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	697	371				1,070
経営耕地面積	587	117	27	90		704
遊休農地面積	41.7	49.1	10.9	38.2		90.8
農地台帳面積	739	518	339	179		1,257

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	9	9			
認定農業者	—	6			
認定農業者に準ずる者	—				
女性	—	2			
40代以下	—	1			
中立委員	—	1			

*現在の体制を記載することとし、旧・新いずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,070ha	462ha	43.18%
課 題	ほ場条件が悪い地区は、農地集積が進まない状況にある。また、高齢化による農地の適正管理に支障を来たすことが懸念されるため、ほ場整備等によるほ場条件の改善を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	472ha	(うち新規集積面積	10ha)
	目標設定の考え方:	前年実績値を採用し、委員による農地集積を推進する		
活動計画	農事組合長会等で農地中間管理事業の役割や農地集積に関する交付金制度の周知を図るとともに、農地の貸し手、借り手の情報収集を図り、担い手への集積を促進する。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	6経営体	4経営体	2経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	4.8ha	5.5ha	2.9ha
課 題	農業従事者の高齢化や担い手不足が顕著化する中、新規就農者の育成・確保並びに農業の法人化が急務となっている。特に、圃場整備等の生産基盤の整備が未実施の地域で担い手の育成・確保が進まない状況となっているため、生産基盤整備の推進及び就農支援体制の整備を図る必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	3経営体	参入目標面積	2.6ha
活動計画	市が推進する圃場整備事業及び中高年を含む多様な担い手の育成支援事業の啓発に努めるとともに、就農相談会(原則毎月)や農地中間管理事業を活用した農地斡旋(6・11月)等を市農林水産課、JA、県普及指導センターと連携し担い手の育成・確保を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A) 1,159ha	遊休農地面積(B) 89ha	割合(B/A×100) 7.68%
課 題	再生可能な遊休農地については、農業委員による啓発活動や補助金活用により解消が図られているが、圃場整備が未実施地域では生産効率が悪いなどにより農地流動化が進まず遊休農地の解消は困難となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 13ha 目標設定の考え方:指針設定値に基づき目標を設定		
	調査員数(実数) 21人	調査実施時期 5月～8月	調査結果取りまとめ時期 9月～10月
農地の利用状況 調査	調査方法	市内12地区の最適化推進委員と共に農業委員も担当地区を設定し、相互に協力のもと現地調査を実施する。	
	実施時期 9月～10月	調査結果取りまとめ時期 9月～11月	
その他	山間部に含まれる再生困難な農地の非農地判定を行い、所有者へ判定結果の通知を行う。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,070ha	0.4ha
課 題	現在、処理中の案件は3件あり違反者に対し県と連携を図り適宜指導などを行うこととしているが、違反者の経済的理由など諸問題で適正処理に至っていない。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	違反転用を未然に防止するため、各農業委員は定期的に地区内の農地パトロールを行い、また、違反転用者には県と連携し改善が図られるよう指導を行う。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入